

入湯税申告の手引き

函 館 市

(令和8年4月1日施行)

令和8年4月1日から

！入湯税の税率が変わります！
！申告納入の方法が変わります！

令和8年4月1日から下記のとおり変更となりますのでご確認ください。

1. 税率，課税免除の対象について

区 分		令和8年3月 利用分まで	令和8年4月 利用分から
一般客	宿 泊	150円	100円
	日帰り		
修学旅行その他学校行事等およびスポーツ 大会等		70円	免除
ユースホテルを利用する会員		70円	50円
療養のため引続き7日以上滞在のもの		70円	50円
年齢15歳未満の者		免除	免除

○課税免除の詳細については、P2～をご確認ください。

2. 申告納入について

	令和8年3月利用分まで	令和8年4月利用分から	
申告納入期限	当月利用分を，翌月15日までに 申告納入	3ヶ月分を，翌月の月末までにま とめて申告納入	
		利用月	申告納入期限
		3月，4月，5月	6月30日
		6月，7月，8月	9月30日
		9月，10月，11月	翌1月 4日
12月，1月，2月	翌3月31日		

(令和8年3月，4月，5月利用分の申告納入)

	令和8年3月利用分は， <u>令和8年4月15日</u> までに申告納入 (従来どおりの申告納入)	令和8年4月，5月利用分は， <u>令和8年6月30日</u> までに申告納入
申告納入様式	<u>従来様式</u> による申告納入	<u>新様式</u> による申告納入 (1か月分を空欄で申告願います。)

○新様式の記載方法等については、P7～をご確認ください。

※新様式については、令和8年3月下旬の送付を予定しています。

1 納税義務者

入湯税は、鉱泉浴場所在の市町村が、環境衛生施設、消防施設等の整備、観光の振興費用などに充てるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯客に課税されます。（鉱泉浴場に入湯されていない場合、入湯税は課税されません。）

2 鉱泉浴場の定義

温泉法にいう温泉を利用する浴場、および社会通念上鉱泉浴場と認識されるものも含まれます。

3 課税対象

- (1) 公衆浴場および共同浴場以外の鉱泉浴場への入湯行為
 - (2) 公衆浴場および共同浴場のうち宿泊または貸室を伴う鉱泉浴場への入湯行為
 - (3) 公衆浴場のうち次のいずれかの条件を満たす鉱泉浴場への入湯行為
 - ア 利用料金が、統制額（500円）の2倍（1,000円）を超える場合
 - イ 家族風呂のうち、その利用料金を定員で除した金額が、統制額（500円）の2倍（1,000円）を超える場合
- ※ 統制額とは、北海道が告示して定める12歳以上の者の公衆浴場料金をいう。
- ※ 課税対象の判断に際しては、当該年度の初日の属する年の1月1日時点の統制額を基準とする。

4 税率

区 分		税率（1人1日）	備 考
一般客	宿 泊	100円	旅館等の招待客も対象となります。
	日帰り		
修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等		免 除	「5 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等」を参照してください。
ユースホステルを利用する会員		50円	
療養のため引続き7日以上滞在のもの		50円	自炊客が対象となります。
年齢15歳未満の者		免 除	

5 修学旅行その他学校行事等およびスポーツ大会等の課税免除

課税免除の対象となる方や対象となる行事等は、次のとおりとなります。

対象となる方	下記の施設（以下「学校・保育所等」という。）に通う満3歳以上の幼児，児童，生徒または学生（以下「生徒等」という。）およびその引率者		
	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）	小学校	中学校
	義務教育学校	高等学校	中等教育学校
	特別支援学校	高等専門学校	幼保連携型認定こども園
	保育所（保育所型認定こども園を含む）		
	家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設または認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）		
対象となる行事等	(1) 修学旅行その他学校行事等		
	(2) スポーツ大会または文化大会		

《課税免除の対象・対象外の例》

対象となる行事等	対象	対象外
(1) 修学旅行その他学校行事等	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行その他学校行事等に参加している生徒等 ・生徒等の引率を行う学校・保育所等の関係者 ・心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行業者の添乗員，カメラマン等
(2) スポーツ大会または文化大会	<ul style="list-style-type: none"> ・部員，監督，コーチ，マネージャー，スコアラー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援のための生徒等（部員以外），応援のための保護者，審判等

(1) 修学旅行その他学校行事等

修学旅行その他学校行事等であり，学習指導要領に定める全校または学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるものとなります。

(2) スポーツ大会または文化大会

スポーツ大会または文化大会（以下「各種大会」という。）への参加に伴う宿泊のうち次の要件を満たすものとなります。

【課税が免除となる各種大会】

学校・保育所等の部活動等（※1）で、各種大会（※2）に参加する場合があります。

※1 次の全ての要件を満たす部活動等が対象となります。

- ・ 学校・保育所等の長が設立を承認した団体であること
- ・ 学校・保育所等の職員が顧問として置かれていること
- ・ 学校・保育所等が年度ごとに作成する当該学校・保育所等の長があらかじめ承認した教育（保育）活動に関する計画に基づき実施する活動であること
- ・ 学校・保育所等の職員が引率すること

※2 次の団体またはその加盟団体（当該団体の傘下にある団体を含む）が開催する各種大会が対象となります。

対象団体	(公財) 日本スポーツ協会, (公財) 全国高等学校体育連盟, (公財) 日本中学校体育連盟, (公財) 日本高等学校野球連盟, (公社) 全国高等学校文化連盟, 全国中学校文化連盟, (一社) 全日本吹奏楽連盟 等
------	---

6 特別徴収

旅館やホテル等の鉱泉浴場の経営者を特別徴収義務者として指定し、特別徴収義務者がその鉱泉浴場の入湯客から入湯税を徴収するものです。

特別徴収義務者は、徴収すべき入湯税にかかわる納入金を納入する義務を負いますので、入湯客が特別徴収義務者に入湯税を支払わなかった時には、その税金に相当する部分について当該入湯客に対して、支払いを求める権利（求償権）を有します。

7 申告納入期限

入湯税の申告納入期限（納入申告書の提出と納入期限）は次のとおりです。特別徴収義務者は、申告納入期限までに、施設ごとに申告および納入を行ってください。

徴収すべき期間	申告納入期限（※）
3月1日から 5月31日まで	その年の6月30日
6月1日から 8月31日まで	その年の9月30日
9月1日から11月30日まで	その年の翌年の1月 4日
12月1日からその年の翌年の2月末日まで	その年の翌年の3月31日

※ 土曜日、日曜日または祝日等の休日に当たる場合は、その次の平日となります。

8 申告納入

特別徴収義務者は、徴収すべき期間に入湯した入湯人員や入湯税額、その他、必要事項を記載した「入湯税納入申告書」（P 7 参照）、課税対象および課税対象外の入湯人員が入湯年月日ごとに記載された「入湯税月計表(※)」（P 9 参照）を提出し、あわせて「入湯税納入書」（P 11 参照）により、入湯税を納入してください。

申告すべき入湯税額が 0 円の場合も「入湯税納入申告書」の提出をしてください。なお、この場合「入湯税月計表」の添付は不要です。

※ 入湯税月計表については、記載項目を満たしていれば任意の様式で提出していただいて差し支えありません。

※ 函館市ホームページに、データ入力を簡略化し、納入申告書、月計表および納入書をまとめて作成することができる様式（エクセル形式）を掲載しておりますので、ご活用ください。

【函館市ホームページ「入湯税の概要」】

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022020800031/>

令和 8 年 4 月 1 日から制度が変更となるため、令和 8 年 4 月利用分から入湯税納入申告書等の様式が変更になります。

新しい納入申告書、月計表、納入書は令和 8 年 3 月下旬の送付を予定しています。
令和 8 年 4 月利用分から必ず、新しい様式を使用してください。

※令和 8 年 3 月利用分は、従来の様式を使用し、令和 8 年 4 月 1 5 日までに申告納入してください。

9 延滞金

特別な理由がなく、納入期限までに入湯税を納入しなかった場合には、次の割合を乗じた額の延滞金がかかります。

令和 8 年中の延滞金の割合については、次のとおりです。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| ア 法定納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで | 年 2 . 8 % |
| イ アの翌日以降 | 年 9 . 1 % |

10 加算金

過少な申告をした場合には過少申告加算金が、特別な理由がなく申告期限までに申告しなかった場合には不申告加算金が、次の割合でかかります。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額または50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告加算金	期限後に申告があった場合または期限までに申告がないため、決定があった場合	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算)
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき	納入すべき税額×5%

11 特別徴収義務者の経営申告

旅館やホテル等の鉱泉浴場の経営を始める場合や再開する場合はその前日までに、また、経営内容等に変更があった場合は直ちに、「特別徴収に関する申告書」を提出しなければなりません。

12 特別徴収義務者に係る帳簿の記載事務

入湯税の特別徴収義務者は、毎日の入湯人員、利用料金および入湯税額を帳簿に記載しなければなりません。ただし、これらの事項を記載した業務用の帳簿がある場合は、これに替えることができます。

なお、帳簿はその記載の日から1年間保存しなければなりません。

13 特別徴収義務者の調査および更正

開業した場合や経営内容等に変更があった場合等には、徴税吏員の質問検査権に基づき立ち入り調査する場合があります。

提出済の納入申告書の課税標準額または税額が、調査したところと異なるときは、更正する場合があります。

また、特別徴収義務者が、入湯客から徴収した入湯税を納入しなかった場合は、入湯税の脱税に関する罪の適用を受けることになります。

14 宿泊税と入湯税をあわせて申告納入される場合

宿泊税を申告納入される特別徴収義務者については、宿泊税と入湯税をあわせて申告するための納入申告書および月計表の様式を作成しておりますので、利用される場合、函館市のホームページからダウンロードしてください。（P15～18参照）


※ 納入書については、入湯税分と宿泊税分でそれぞれ作成していただく必要がありますのでご注意ください。

《 入湯税納入申告書の記載例 》

令和 8 年 9 月 25 日

(宛先) 函館市長

入湯税納入申告書

	特別徴収義務者	住所（所在地）	函館市〇〇町〇〇番〇〇号										
		氏名（名称）・代表者の氏名	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎										ア
		個人番号または法人番号（右詰で記載）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	施設	所在地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号										
		名称	函館ホテル										イ
		指定番号	〇〇〇										

税目	入湯年月	区 分	入湯人員	税 率	税 額
入湯税	ウ 8 年	課税対象 宿泊（一般客）	235 人	100円	23,500 円
		課税対象 宿泊（湯治客等）	5 人	50円	250 円
		課税対象 日帰り	50 人	100円	5,000 円
		課税対象外	160 人		
		小 計	450 人		28,750 円
		6 月	才		
	8 年	課税対象 宿泊（一般客）	210 人	100円	21,000 円
		課税対象 宿泊（湯治客等）	5 人	50円	250 円
		課税対象 日帰り	325 人	100円	32,500 円
		課税対象外	60 人		
		小 計	600 人		53,750 円
		7 月			
	8 年	課税対象 宿泊（一般客）	450 人	100円	45,000 円
		課税対象 宿泊（湯治客等）	5 人	50円	250 円
		課税対象 日帰り	105 人	100円	10,500 円
		課税対象外	40 人		
		小 計	600 人		55,750 円
		8 月			
入 湯 税 合 計			1,650 人		138,250 円

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者である鉱泉浴場の経営者について、住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

イ 「施設」欄

- ・ 施設の所在地、名称、3桁の指定番号を記載してください。

ウ 「入湯年月」欄

- ・ 「入湯年月」には、徴収すべき年・月を記載してください。

エ 「区分・課税対象」欄

- ・ 「入湯人員」欄には、課税対象となる入湯人員（非入湯客を含む）を記載してください。
-
- ・ 「税額」欄には、該当する税率に入湯人員を乗じた税額を記載してください。

オ 「区分・課税対象外」欄

- ・ 課税対象外となる入湯人員を記載してください。
- ・ 課税対象外については、P 1～3を参照してください。

《 入湯税月計表の記載例 》

令和 8 年 9 月 25 日

入湯税月計表

ア

(令和 8 年 6 月分)

特別徴収義務者	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎	指定番号	〇〇〇
施設名	函館ホテル		

イ

区分 日 (税率)	入湯税									合計	
	課税対象			課税対象外							
	宿泊		日帰り	宿泊			日帰り				
	一般客 入湯客	湯治客等	入湯客	一般客 非入湯客	15歳未満 の 客	修学旅行 その他 学校行事等	各種大会	非入湯客			
(税率)	100円	50円	100円								
1	ウ	10	0	0	エ	0	10	0	0	0	20
2		10	0	0		0	5	0	0	0	15
3		10	0	5		0	0	0	0	0	15
4		10	0	5		0	0	0	0	0	15
5		5	0	0		0	10	0	0	0	15
6		5	0	0		0	5	0	0	0	10
7		10	0	0		0	0	0	0	0	10
8		5	0	5		0	5	0	0	0	15
9		5	1	0		0	5	50	0	0	61
10		10	1	0		0	5	0	0	0	16
11		5	1	5		0	0	0	0	0	11
12		5	0	5		0	0	0	0	0	10
13		10	0	0		0	5	0	0	0	15
14		10	0	0		0	0	0	0	0	10
15		5	0	0		0	5	0	0	0	10
16		10	1	0		0	5	0	0	0	16
17		5	1	0		0	0	0	0	0	6
18		5	0	5		0	0	0	0	0	10
19		10	0	0		0	5	0	0	0	15
20		5	0	5		0	0	0	0	0	10
21		10	0	0		0	0	0	30	0	40
22		10	0	0		0	0	0	0	0	10
23		10	0	5		0	0	0	0	0	15
24		10	0	0		0	0	0	0	0	10
25		5	0	0		0	0	0	0	0	5
26		10	0	5		0	5	0	0	0	20
27		10	0	0		0	5	0	0	0	15
28		5	0	0		0	0	0	0	0	5
29		10	0	5		0	0	0	0	0	15
30		5	0	0		0	5	0	0	0	10
31		0	0	0		0	0	0	0	0	0
合計		235	5	50		0	80	50	30	0	450
						160				オ	

ア 入湯年月

- ・ 対象となる入湯年月について記載してください。

イ 特別徴収義務者等について

- ・ 申告する特別徴収義務者，3桁の指定番号，施設名を記載してください。

ウ 「区分・課税対象」欄

- ・ 課税対象となる入湯人員を記載してください。

エ 「区分・課税対象外」欄

- ・ 課税対象外となる入湯人員（非入湯客を含む）を記載してください。

オ 「課税対象外合計」欄

- ・ 上記エの入湯人員（非入湯客を含む）の合計を記載してください。

《 入湯税納入書の記載例 》

北海道函館市		入 湯 税		(公)
市区町村コード	科目 コード	納 入 書		
012025	17			
口座番号		加入者名		
02660-8-960015		函館市会計管理者		
特別徴収義務者				
住所 (所在地)	函館市〇〇町〇〇番〇〇号			ア
氏名 (名称)	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎			様
入湯施設名	函館ホテル			
指定番号	〇〇〇			
イ	徴収期間			区分
	令和 8 年 6 月分から			○ 01 申告
	令和 8 年 8 月分まで			02 更正
			03 決定	
百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				
入湯税	税 額		1 3 8 2 5 0	
	延滞金	ウ		
合 計 額			¥ 1 3 8 2 5 0	
納期限	令和 8 年 9 月 30 日			領 収 日 付 印
上記のとおり納入します。				
(金融機関または郵便局保管)				

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者である施設の経営者の住所または所在地，氏名または名称，施設の名称，3桁の指定番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え，代表者の職，氏名も記載してください。

イ 「徴収期間・区分」欄

- ・ 納入する入湯税についての徴収期間を記載してください。なお，徴収期間については，P 3を参照してください。
- ・ 該当する区分に○を記入してください。

ウ 「税額」欄

- ・ 納入する入湯税額を記載してください。合計額の頭には必ず「¥」を記載してください。

エ 「納期限」欄

- ・ 当該徴収期間分の申告納入期限を記載してください。申告納入期限はP 3を参照してください。

《 入湯税の特別徴収に関する申告書の記載例 》

記載例		入湯税の特別徴収に関する申告書		
		令和 8 年 4 月 2 8 日		
		函館市長 あて		
申告者 (経営者等)	住所または所在地	〒0000-0000 函館市〇〇町〇〇番〇〇号 (TEL〇〇-〇〇〇〇)		
	氏名または法人の名称	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎		
	個人または法人番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		
	施設の名称	函館ホテル		
入湯税の特別徴収に関し、次のとおり申告いたします。				
開業・再開	年 月 日	令和8年5月1日から (開業) ・ 再開		
	施設の名称	函館ホテル		
	所在地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号 (TEL 〇〇-〇〇〇〇)		
	客室数	30室(うち、真水使用の浴室付10室、鉱泉使用の浴室付 室) 広間・その他2室、鉱泉浴場数 4室(露天風呂含む)		
	定員	120名(宿泊可能人員数をいい、広間等を利用する場合を含む)		
変更 当該番号に〇印をつけてください	変更年月日	令和 年 月 日		
	変更事由	変更前	変更後	
	1 経営者等の変更 (住所又は所在地) (氏名又は法人名)	〒 TEL	〒 TEL	
	2 名称の変更			
	3 所在地の変更			
	5 定員の変更			
休業・廃業	年月日	令和 年 月 日に(から) 休業 ・ 廃業		
	理由等	※休業の場合は、その期間等今後の見通しを、廃業の場合は経営権等の譲渡の有無についても記入してください。		
※ 提出期限	開業・再開の場合は前日までに、その他の場合は直ちに申告してください。			
※ 提出先	〒040-8666 函館市東雲町4番13号 財務部税務室市民税担当 法人・諸税部門 TEL0138-21-3002, FAX27-5456			

〈記載上の留意事項〉

- ① 鉱泉浴場を経営しようとする場合および経営内容等に変更があった場合に、この申告書を提出してください。
- ② 申告者名（経営者名）は、特別徴収義務者の氏名・法人名および個人・法人番号を記入してください。
- ③ 施設の名称は、この申告書に対応する施設の名称を記入してください。
- ④ 開業・再開の場合は、事実発生の年月日、施設の名称、所在地、客室数、定員数を記入してください。
- ⑤ 変更の場合は、変更の該当項目すべてに○を付けて、変更前と変更後の状態を記入してください。
- ⑥ 休業・廃業の理由欄は、休業の場合に休業期間および再開の見通しを、また廃業の場合は、経営権の譲渡の有無などを記入してください。
- ⑦ 開業・再開の場合は前日までに、変更や休業・廃業の場合は、直ちにこの申告書を提出してください。
- ⑧ この申告書用紙は、函館市財務部税務室市民税担当に備えてありますので該当事由が発生した場合は、市民税担当へ連絡してください。

《 入湯税および宿泊税納入申告書の記載例 》

令和 8 年 9 月 25 日					
(宛先) 函館市長					
入湯税および宿泊税納入申告書					
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	特別徴収義務者	住所(所在地)	函館市〇〇町〇〇番〇〇号		
		氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 函館 代表取締役 函館 太郎		
	宿泊(入湯)施設	所在地	函館市〇〇町〇〇番〇〇号		
		名称	函館ホテル		
		指定番号	〇〇〇〇〇		

税目	入湯年月	区分	入湯人員	税率	税額	
ウ	8 年	課税対象	宿泊(一般客)	235 人	100円	23,500 円
		宿泊(湯治客等)	50 人	50円	2,500 円	
		日帰り	5 人	100円	500 円	
	6 月	課税対象外		290 人		
		小計		580 人		26,500 円
	8 年	課税対象	宿泊(一般客)	210 人	100円	21,000 円
		宿泊(湯治客等)	5 人	50円	250 円	
		日帰り	325 人	100円	32,500 円	
	7 月	課税対象外		60 人		
		小計		600 人		53,750 円
	8 年	課税対象	宿泊(一般客)	450 人	100円	45,000 円
		宿泊(湯治客等)	5 人	50円	250 円	
日帰り		105 人	100円	10,500 円		
8 月	課税対象外		40 人			
	小計		600 人		55,750 円	
入湯税合計			1,780 人		136,000 円	

税目	宿泊年月	区分	宿泊数	税率	税額			
エ	8 年	課税対象	一般客	1人1泊2万円未満	200 泊	200円	40,000 円	
			1人1泊2万円以上5万円未満	20 泊	400円	8,000 円		
			1人1泊5万円以上10万円未満	10 泊	1,000円	10,000 円		
			1人1泊10万円以上	5 泊	2,500円	12,500 円		
		各種大会	1人1泊2万円未満	100 泊	100円	10,000 円		
			1人1泊2万円以上5万円未満	10 泊	200円	2,000 円		
			1人1泊5万円以上	0 泊	500円	0 円		
			課税対象外	100 泊				
		小計		445 泊		82,500 円		
		7 月	課税対象	一般客	1人1泊2万円未満	200 泊	200円	40,000 円
				1人1泊2万円以上5万円未満	100 泊	400円	40,000 円	
				1人1泊5万円以上10万円未満	20 泊	1,000円	20,000 円	
	1人1泊10万円以上			5 泊	2,500円	12,500 円		
	各種大会		1人1泊2万円未満	100 泊	100円	10,000 円		
			1人1泊2万円以上5万円未満	50 泊	200円	10,000 円		
			1人1泊5万円以上	10 泊	500円	5,000 円		
			課税対象外	150 泊				
	小計		635 泊		137,500 円			
	8 年		課税対象	一般客	1人1泊2万円未満	300 泊	200円	60,000 円
				1人1泊2万円以上5万円未満	100 泊	400円	40,000 円	
				1人1泊5万円以上10万円未満	50 泊	1,000円	50,000 円	
		1人1泊10万円以上		0 泊	2,500円	0 円		
		各種大会	1人1泊2万円未満	200 泊	100円	20,000 円		
			1人1泊2万円以上5万円未満	50 泊	200円	10,000 円		
1人1泊5万円以上			0 泊	500円	0 円			
課税対象外			200 泊					
小計		900 泊		180,000 円				
宿泊税合計			1,980 泊		400,000 円			

ア 「特別徴収義務者」欄

- ・ 特別徴収義務者である鉱泉浴場（宿泊施設）の経営者について、住所または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号を記載してください。法人の場合は法人名に加え、代表者の職、氏名も併せて記載してください。

イ 「施設」欄

- ・ 施設の所在地、名称、指定番号（5桁）を記載してください。

※ 「指定番号」欄は、「宿泊税特別徴収義務者登録（変更）通知書」に記載されている「指定番号」を記載してください。

ウ 「入湯税」欄

- ・ 入湯税について記載してください。詳細については、P 7～8をご覧ください。

エ 「宿泊税」欄

- ・ 宿泊税について記載してください。詳細については、函館市ホームページ (<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025030700209/>) で公開している「宿泊税の手引き」をご覧ください。

ア 入湯・宿泊年月

- ・ 対象となる入湯（宿泊）年月について記載してください。

イ 特別徴収義務者等について

- ・ 申告する特別徴収義務者，指定番号（5桁），施設名を記載してください。

※ 「指定番号」欄は，「宿泊税特別徴収義務者登録（変更）通知書」に記載されている「指定番号」を記載してください。

ウ 「入湯税」欄

- ・ 入湯税について記載してください。詳細については，P 9～10をご覧ください。

エ 「宿泊税」欄

- ・ 宿泊税について記載してください。詳細については，函館市ホームページ（<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025030700209/>）で公開している「宿泊税の手引き」をご覧ください。

問い合わせ先

函館市財務部税務室市民税担当 法人・諸税部門

0138-21-3220

〒040-8666 函館市東雲町4番13号